

グループホーム楓 重要事項説明書

令和 6年 8月 1日改正

1. 運営法人概要

運営法人 社会福祉法人 秩父正峰会
法人所在地 埼玉県秩父市和泉町16番地
電話番号 0494-26-5455 FAX番号 0494-26-5456
代表者名 理事長 吉田 廣文

2. ご利用の施設

施設名 グループホーム楓
所在地 埼玉県秩父市荒川上田野771番地
電話番号 0494-54-3210 FAX番号 0494-54-0555
介護保険事業者番号 平成20年11月1日
認知症対応型共同生活介護（介護予防含） 秩父市：1194900096

3. 苦情相談窓口

当施設担当者名 新井 茂伸 電話番号 0494-54-3210
秩父市役所荒川総合支所 市民福祉課 電話番号 0494-54-2395
埼玉県国民健康保険団体連合会苦情対応係相談窓口 電話番号 048-824-2568

4. 施設概要

運営理念 「あたたかさ・やさしさ・思いやり」
人間としての尊厳を大切に、家族的な雰囲気を入居者の個性を生かし、日常生活の介護支援を行います。

建物概要 木造一部鉄骨造
居室概要 介護居室：18室（1居室面積 13.2㎡） 定員：18名
共同施設 浴室、トイレ、洗面室、洗濯室、機能訓練スペース（食堂兼用）、談話スペース

5. 職員体制

施設長1名（非常勤） 管理者1名 計画作成担当者2名（兼務）
介護職員16名（非常勤含む） 夜間体制 夜勤介護者 2名
第三者評価の実施状況 有り

6. 提供サービスの概要

入居者の要介護ごとに計画作成担当者による介護計画を作成し、それに基づいて下記のサービスを実施します。

介護サービス

- 家事（居室の掃除、洗濯） ●食事介助（配下膳、摂食介助）
- 介護（トイレ誘導、おむつ交換等） ●清掃及び入浴介護
- 身辺介護（居室からの移動、衣類の着脱等）

生活サービス

- 日程表を設けて入居者の活動を拘束するようなことはしないで、創意と工夫を生かして自立を目指した生活支援を行います。
- 日常生活全般に対する相談助言、レクリエーション等を行います。

食事サービス

- 1日3食 ●料理の温度を大切に、楽しい食事時間を提供します。
- 食事時間の制限等を行いません。

健康・衛生管理サービス

- 毎月1回嘱託医往診 ●医療機関の紹介、緊急対応 ●検温、検脈、血圧測定
- 洗面、着替え、入浴介助、整髪、髭剃り、爪切り等
- 共同使用の食器消毒、汚物衣類消毒、寝具消毒

7. 利用料

- 入居一時金 ●入居時に利用料保証金として96,000円（退居時に返還）
- 毎月の利用料
 - 家賃 48,000円/月
 - 食費 1,250円/日
 - 水道光熱費 500円/日
 - 共同生活用品費 315円/日
 - 介護保険入居者自己負担分（自己負担額は、介護保険負担割合証により割合が決定）

サービス料	1割	2割	3割
要支援2・・・日額	749円/日	1,498円/日	2,247円/日
要介護1・・・日額	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
要介護2・・・日額	788円/日	1,576円/日	2,364円/日
要介護3・・・日額	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
要介護4・・・日額	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護5・・・日額	845円/日	1,690円/日	2,535円/日

 - ・入所初期加算
 - 30円/日
 - 60円/日
 - 90円/日
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - 18円/日
 - 36円/日
 - 54円/日
 - ・入居者の入退院支援の取組
 - 246円/日
 - 492円/日
 - 738円/日
 - ・科学的介護推進体制加算
 - 40円/月
 - 80円/月
 - 120円/月
 - ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 上記サービス料及び加算項目の合計の17.8%
※自己負担額は、介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担が決定されます。

 - その他費用 ●個人の日常生活品、おむつ代、理容代、嗜好品等は実費負担となります。

8. 協力医療機関

嘱託医療機関	竹越医院	埼玉県秩父市上町1-6-7 電話番号 0494-22-0701
協力歯科医療機関	医療法人社団正峰会 吉田歯科クリニック	埼玉県秩父市荒川上田野982-1 電話番号 0494-54-1700

- 安全管理 防災、避難訓練等設備を含めて安全面に常時配慮しています。
- 身体拘束ゼロを目指しております。
当施設では、穏やかに自由に伸び伸び暮らせるよう日々努めております。原則として身体拘束は致しません。緊急時、やむをえない身体拘束に関しては、ケース会議での議事内容等をご利用者及びそのご家族様に説明し、必要とする事由に同意を得て経過観察、記録、見直しに努めております。
- 秘密保持
事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密（要配慮個人情報含む）を何人にも漏らす事無く、また正当な理由なくして第三者に提供いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。